

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

令和6年能登半島地震に便乗した悪質商法や詐欺にご注意を!!

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

地震等の災害が起こると、災害発生地だけでなく全国の広い地域で、混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ悪質商法や詐欺が発生します。「私は大丈夫」と思わず、十分注意してください。

事例 被災者の不安につけこんだ悪質商法や詐欺

住宅修理に関するもの

- ・突然訪問してきた事業者から、「屋根がずれているのが見えた」「点検しますよ」などと言われ、点検を依頼したところ、非常に高額な工事の契約を勧められた
- ・事業者が日に3～4回も訪問してきて、屋根の吹き替え工事契約を迫られた

アドバイス

- ・「無料で点検する」と言われても、安易に応じないでおきましょう。
- ・契約を迫られても、その場では決めず、家族等に相談しましょう。できれば複数社から見積もりを取って比較しましょう。契約後でも、クーリング・オフできます。

「保険金」を口実にしたもの

- ・事業者が突然訪問してきて、「保険を使って無料で雨どいの修理ができる」、「経年劣化で壊れたものも損害保険で直せる」と言われた
- ・被災地調査員を名乗る者から「保険金請求のためのサポートをする」と言われ契約したが、高額なサポート料を請求された



アドバイス

「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても、すぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。経年劣化による損傷は、損害保険の対象にはなりません。嘘の理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。

事例 被災を心配する第三者の善意につけこんだ詐欺

寄付金・義援金等に関するもの

- ・「市役所の者だ」と名乗る人が自宅を訪ねてきたり電話をかけてきて、義援金を求められた
- ・SNS等で被災したような写真等を投稿し、寄付金などを求めてきた

アドバイス

不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。金銭を要求されても、決して支払わないでください。公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。

クーリング・オフ制度

訪問販売で契約してしまったけれど解約したいというときは、クーリング・オフができます。
(※店舗での購入や通信販売には適用されません。)

ハガキ1枚で
簡単に解決できるのね!



通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社〇〇 営業所
担当者〇〇〇〇氏
支払った代金〇〇〇円を速やかに返し、
商品を引き取ってください。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
福井県〇〇市〇〇町
氏名 〇〇〇〇



クーリング・オフの方法

- ①契約書面等を受け取った日から8日以内(例外もあります)に、書面(ハガキ等)または電磁的方法(メール等)で通知します。
- ②書面は両面をコピーし、特定記録郵便または簡易書留で送付します。
電子メールの場合は、送信メールを保存。ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームや、SNS等の場合は画面のスクリーンショットを保存しましょう。
- ③クレジット契約をした場合は、クレジット会社(信販会社)へも通知しましょう。
クーリング・オフ期間が過ぎても、契約の取消しなどができる場合があります。ぜひご相談ください。

震災に便乗した悪質商法や詐欺のご相談は…

消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。ナビダイヤル通話料がかかります。

能登半島地震関連
消費者ホットライン
フリーダイヤル

0120-797-188

福井県、石川県、富山県、新潟県の方を対象に、国民生活センターが消費生活に関する相談を受け付けます。
受付時間：10時～16時(土日祝日含む)
「050」から始まるIP電話からはつながりません。

警察安全相談

#9110 または
0776-26-9110

受付時間：24時間対応
通話料がかかります。

発行

福井県防災安全部県民安全課

☎0776-20-0287

FAX0776-20-0633

福井県警察本部生活安全部

生活安全企画課・生活環境課

☎0776-22-2880



@AnshinFukui

安全安心ふくい
X(旧Twitter)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

発行日/令和6年2月